

平成 27 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について

(練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ)

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ（以下「平和台児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

公益財団法人 児童育成協会

(2) 所在地

東京都渋谷区東二丁目22番14号

(3) 代表者

理事長 藤田 興彦

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

4月23日 第2回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価

	基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月29日	平成27年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立児童館条例改正案および練馬区立学童クラブ条例改正案議決)
7月16日	第3回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始
8月17日	募集説明会(参加団体数20)
8月31日～9月4日	応募書類受付(応募団体数5)
9月7日	経営診断委託
9月9日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの日時決定等)
9月12日～10月8日	施設実地調査
9月16日～9月25日	第5回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
10月19日	第6回指定管理者選定小委員会 (応募団体の評価、採点)
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、現在の運営水準の維持を基礎とした児童館運営が期待できること、他児童館運営経験を踏まえた事業提案があること等の理由により、平和台児童館等を運営するにふさわしい団体について、つぎのとおり判断した。

今回、最高得点となったテンプスタッフ・ウィッシュ株式会社が練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者候補として選定されたことから、審査結果の得点がつぎに高い、公益財団法人児童育成協会を平和台児童館等の指定管理者候補として選定した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力が高く、借入債務もない状態で無借金経営を継続しており、自主的な運営が志向されている。資金力も問題なく、自己資本比率も高水準で経営の安全性が確保されているが、事業効率にやや改善の余地があり、全体的には平均的な水準である。

(2) 団体運営の透明性・公正性

法律および定款に定めるところにより事業・財務等資料をホームページに公開している。個人情報保護については法人が定めた「個人情報の保護に関するガイドライン」を基本に各施設の仕様に合わせた運営マニュアルが作成、運用されており、運営の透明性と公正性の確保を図っている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

労働関係法令、児童福祉関係法令、公衆衛生関係法令など施設運営に関連する法律を遵守し、本部による労働環境モニタリングを実施するなど適正な労務管理を行っている。

また、職員倫理綱領が整備され、それに基づく運用が行われている。理事・役員体制は適正に構成され、理事会・役員会は定期的開催されている。

(4) 運営実績

港区において児童館および併設の学童クラブを、埼玉県草加市において児童館を運営しており、児童館および併設の学童クラブを運営できる実績がある。

また、国立総合児童センター「こどもの城」を30年間運営した実績があり、児童館を含めた複合施設の運営ノウハウを蓄積している。さらに、プログラム普及発展事業や研修事業などを展開している。こうした実績から安定した運営が見込まれる。

(5) 効率的運営・効率化への取組

施設の利用状況や事業内容等に応じて、非常勤、臨時職員など様々な職員雇用形態を活用し、事務用品の再利用や省エネルギーへの取組として職員全体で行動指針を定め、施設を利用する児童や保護者への理解を深め、共に実践していくなどの具体的な提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

国立総合児童センター「こどもの城」の運営経験やノウハウ等を積極的に活用した法人のバックアップ体制の提案や、経験豊かな職員を複数配置したスムーズな引継ぎの実施、さらに、学童クラブにおける登降室時の職員による送迎など施設の立地状況を踏まえた提案もあることから、高い受託意欲が伺える。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人の「安全管理・危機管理マニュアル」に基づき、職員全体に対して定期的な研修や訓練を実施し、事故・災害時にいつでも対応できるようにしている。自然災害や火事などに備え、月1回の訓練を実施することに加えて、地域の防災訓練などに積極的に参加し、地域との協力体制の構築に努めている。

(8) 施設管理運営体制

現在、平和台児童館等で実施している事業を継承し、利用者が安心できる居場所づくりに取り組むとともに、法人が持っている経験豊富な人材や児童館運営で蓄積されたプログラムなどのノウハウを生かすことで、施設の管理運営体制の向上が期待できる。

(9) 館長候補者等の配置

館長候補者は、近隣区の民営児童館の館長として10年以上の経験があり、その経験に基づくリーダーシップなどに期待するとともに、プレゼンテーション時に館長候補者のほか、児童館および学童クラブの主任となる職員が提示され、1月からスムーズな引継ぎを行う準備ができています。館長候補者の考え方として、児童館等児童健全育成事業の経験があり、事業目的や事業内容を十分に理解していること、管理能力とともにコミュニケーション能力やリーダーシップのある者を人選している。

(10) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの要望や苦情については、接遇マニュアルが整っており、手順が明確化されている。意見・要望に対しては、本部と施設長・担当で共有して対応する体制が整っている。人権に対しても、個人情報の保護、守秘義務に配慮するとともに、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づき児童の尊厳を最大限に尊重する姿勢で運営に取り組む姿勢がある。

(11) 職員の育成

国立総合児童センター「こどもの城」で培ってきた研修プログラムや専門職の育成のための研修体制が既に整っているなど、育成方法が確立しており、職員の質の向上

が期待できる。

(12) 団体の理念・姿勢

「子どもは歴史の希望である」という基本理念に基づき、児童の最善の利益を目指した活動を行い、児童健全育成事業の普及および発展に努めている。施設の運営を通じて、直接的に児童、保護者への支援を行うとともに、児童健全育成に従事する専門職、ボランティア等への研修を活用した人材育成を行っている。

(13) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

地域に根差した施設運営を可能にするためにも、区民雇用や区内事業者の活用を積極的に進めていく考えがある。

(14) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

指定管理者（公益財団法人児童育成協会）の審査結果（平和台児童館等）

評価項目・評価基準	配点	採点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
9 館長候補者等の配置 (1) 館長候補者等の人選の考え方 (2) 館長候補者等の経歴・実務経験・取組姿勢等 (3) 準備委託を含めた引継ぎ体制の考え方	10点	8点
10 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
11 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	5点
12 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
13 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
14 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
合 計	100点	77点